

太子町敬老お祝いチケット 取扱店要項（タクシー事業者編）

1 太子町敬老お祝いチケット発行概要

商品券名称 太子町敬老お祝いチケット
発行者 兵庫県太子町
発行総額 約1,710万円
※ 1冊（500円券×6枚）＝額面3,000円分を対象者へ配付
※ 対象者・・・令和8年9月1日現在で太子町に住民登録がある
満75歳以上の方
発行冊数 約5,700冊（令和8年度）
取扱店負担 負担なし
利用期間 令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）

2 チケット取扱い厳守事項

- （1）他店での転用、及び未使用チケットの直接換金は禁止します。
- （2）チケットは物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- （3）チケットと現金の交換は禁止します。
- （4）お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- （5）商品返品の際の返金はできません。
- （6）お客様からチケットが提示されたら、冊子より必要枚数を切り離してチケットのみをお受け取りください。
- （7）冊子から切り離されたチケットは原則使用できませんが、お客様が冊子を持参され、チケットの管理番号からその冊子のものと確認できれば使用可能です。
- （8）利用期限を過ぎたチケットは受け取らないでください。
利用期限：令和9年3月31日（水）
- （9）チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（兵庫県太子町）は責任を負いません。
- （10）換金期限以後はいかなる場合もチケットの換金は無効となります。
換金期限：令和9年4月9日（金）

3 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- （1）使用されるチケットは、事務局が事前に配布する「見本」と間違いがないか確認してください。なお、偽造されたチケットと判別できる場合は、受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、事務局までご連絡をお願いします。
- （2）取引によりチケットを受け取ったときは、券裏面に「取扱店印」を押印するなど再流出防止に努めてください。すでに取扱店印があるものは、受け取りを拒否してください。

4 換金手続き

- (1) 使用済チケット（100枚を超える場合は、100枚ごとに輪ゴム等で束ねて提出すること）と太子町敬老お祝いチケット請求書を併せて提出してください。

換金受付期間：令和8年10月1日（木）～令和9年4月9日（金）

役場開庁日の9時～16時30分

- (2) 請求後の指定口座への入金は、書類を提出された月の翌月25日以降の予定です。

ex) 11月中に提出 → 12月25日以降に入金予定

3月中に提出 → 4月25日以降に入金予定

※ 換金受付期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをしてください。

※ 使用済チケットと太子町敬老お祝いチケット請求書の整合がとれない場合は、事務局から取扱店へ確認することがあります。

※ やすらぎタクシー運賃助成事業、高齢者タクシー運賃助成事業とは制度が異なりますので、請求書を提出する際はそれぞれに分けて提出をお願いします。

◎ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

太子町生活福祉部高年介護課 太子町敬老お祝いチケット事務局

電話：079-276-6715（役場開庁日：8時30分～17時15分）

メール：kaigo@town.hyogo-taishi.lg.jp